

特定非営利活動法人 江戸城天守を再建する会 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会という。
- 2 英文表示の名称を、Edo Castle Tower Reconstruction group とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- 2 前項のほか、従たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

- 第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、1657年の明暦の大火により失われた江戸城の調査研究、並びに再建、維持・管理、運営事業を行う。これらにより、魅力ある東京の国際的な観光交流都市形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1)まちづくりの推進を図る活動
 - (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3)国際協力の活動
 - (4)経済活動の活性化を図る活動
 - (5)観光の振興を図る活動
 - (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
- (1)江戸城再建の規模・様式、実施方法等の調査・検討並びに建設を行う事業
 - (2)再建江戸城の有効活用をはかるため、歴史・文化・観光等についての調査・研究並びに維持・管理、運営を行う事業
 - (3)江戸城再建の意義・必要性及びその実現方法並びに維持・管理、運営等について広報宣伝する事業
 - (4)江戸城再建の世論喚起のためのシンポジウム等のイベントを実施する事業
 - (5)歴史・文化・観光等の街づくりに関わる各種団体・機関と連携をする事業

第2章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1)正会員(メンバー) この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
 - (2)賛助会員(パートナー) この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人および団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別途定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は総会において定める「年会費」と理事会において定める「入会金」を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人は次の役員を置く。

- (1)理事 5名以上15名以内とする
 - (2)監事 1名以上3名以内とする
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
副理事長、専務理事、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は理事会の推薦により総会において選任する。
副理事長、専務理事、常務理事は理事会において選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長、専務理事、常務理事は、理事長を補佐する。
 - 3 理事長に事故がある時又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が選出した者を理事長が承認し、理事長が指名した順序によってその職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この業務を執行する。
理事会は理事長の招集により、原則として年4回開催する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)全2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。また、理事会の開催を招集することができる。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が第1項の(1)、(2)の何れかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することが出来る。

3 理事長、副理事長、専務理事、常務理事が第1項の(1)、(2)の何れかに該当する場合には、理事長においては総会の議決により、副理事長、専務理事、常務理事においては理事会の議決により、その役職を解任することが出来る。

4 前3項の規定により、役員又は役職を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長、顧問)

第20条 定款第13条に定める役員のほか名誉会長1名、会長1名、副会長は4名以内、顧問は30名以内を置くことができる。

2 会長、副会長、顧問は本会に功労のあった者、並びに本会の使命に基づき貢献が期待される者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。また、左記に準じ、他の役職を置くこともできる。

3 会長、副会長、顧問は本会の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べるすることができる。

4 会長、副会長、顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業報告及び決算

(4)監事の解任

(5)年会費の額

(6)解散における残余財産の帰属先

(7) 理事長の選任並びに解任

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4)借入金

(5)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3)監事が第15条第5項5号の規定に基づいて招集するとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、前条第1項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法の表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び年会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画及び予算の変更)

第48条 予算成立後にやむ得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、事業計画及び既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）した場合は所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、法人の成立の日(登記された日)から施行する。

(平成 26 年 8 月 11 日改定)